

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和 5 年12月21日(木)
午後 1 時10分～
函南町役場 3 階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

議案第66号 小規模特認校(町立丹那小学校)の就学許可について

議案第67号 指定校変更の承諾について

議案第68号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

5 報 告

6 そ の 他

(1) 令和 5 年度 函南町教育研究奨励賞授与候補者の推薦について

(2) 後援申請について

ア 第18回かなみサッカー PKフェスティバル

イ 三島・長泉こどもミュージカル第 8 回公演「桃太郎！」

ウ 2024静岡県東部地区 小学校管楽器合奏フェスティバル

エ せせらぎ三島ロータリークラブ35周年記念事業 地球のステージ 特別編

次回委員会開催予定

定例会 令和 6 年 1 月26日(金) 13 : 10～ 函南町役場 3 階 教育委員会室
15 : 00～ 函南町教育研究奨励賞「授与式」
(会場：役場 2 階大会議室)

教育長関係報告事項

令和5年12月21日（木）

月日	曜日	内 容
11月22日	水	・市町教育委員会教育長会(9:00～) ・臨時町内校長会(12:30～)
11月25日	土	・かなみフェスティバル(9:00～)
11月26日	日	・第24回静岡県市町対抗駅伝函南町選手団結団式(18:30～)
11月27日	月	・課長等連絡会議(8:40～) ・企画会議(9:00～)
11月28日	火	・西小学校指導訪問(特別支援)(9:00～)
11月29日	水	・まちづくりブロック懇談会(桑村小校学区)(19:00～)
11月30日	木	・町内校長会(13:00～)
12月1日	金	・臨時企画会議(9:00～) ・函南町就学支援委員会(13:30～)
12月2日	土	・第24回静岡県市町対抗駅伝競走大会(10:00～)
12月4日	月	・第4回函南町不登校連絡協議会(15:00～)
12月5日	火	・議会12月定例会(9:00～)
12月6日	水	・議会12月定例会(9:00～)
12月7日	木	・議会12月定例会(9:00～) ・東中総合的な学習の時間「函南町への提言」発表(13:20～)
12月10日	日	・かなみ女性の会クリスマスコンサート&学習発表会(13:30～)
12月11日	月	・企画会議(9:00～)
12月14日	木	・議会12月定例会(9:00～) ・函南町いじめ問題対策専門員会(14:00～)
12月15日	金	・年末の交通安全県民運動一斉街頭広報(7:10～)
12月21日	木	・函南町教育委員会(13:10～) ・函南中箏曲部表敬訪問(16:00～)

議案第66号

小規模特認校（町立丹那小学校）の就学許可について

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱（令和4年函南町教育委員会告示第13号）第8条の規定により令和6年度の小規模特認校の就学許可について、教育委員会の承認を求める。

令和5年12月21日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱に基づき、申請のあった就学予定者の小規模特認校への就学許可について、教育委員会の承認を求めるものです。

函南町教育委員会告示第13号

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱を次のように定める。

令和4年6月22日

函南町教育長 久保田 浩子

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則（平成26年函南町教育委員会規則第2号（以下「規則」という。）第2条第2項の規定により指定された学校にかかわらず、地域と連携した特色のある教育活動を実施する町内の小規模な小学校（以下「小規模特認校」という。）への就学を、就学予定者及び児童（以下「就学予定者等」という。）並びにその保護者が希望する場合に、一定の条件を付して許可する制度（以下「特認校制」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(小規模特認校の指定)

第2条 前条の特認校制を適用する小学校は、函南町立丹那小学校を指定する。

(運用)

第3条 特認校制の実施については、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条に基づく就学指定校の変更制度の中で運用するものとし、保護者からの申請に基づき、前条に指定する小規模特認校に就学指定校を変更することを許可するものとする。

(就学の条件)

第4条 前条の規定に基づく申請をしようとする就学予定者等及びその保護者は、次の各号の条件を就学期間中も含め、全て満たさなくてはならない。

- (1) 就学予定者等及びその保護者が町内に在住していること、又は就学までに町内への転入が見込まれること。
- (2) 通学する小規模特認校の教育活動及びPTA活動等へ賛同し協力すること。
- (3) 通学における安全確保は、保護者責任の下に行い、その費用についても保護者が負担すること。

(就学時期及び就学期間)

第5条 小規模特認校に就学する時期は、原則として毎年4月1日とする。ただし、教育長が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育長は、児童又は保護者の事情により小規模特認校への就学が困難と認めるときは、小規模特認校の校長と協議のうえ、その児童を規則第2条第2項の規定により指定する小学校に就学させることができる。

(定員等)

第6条 小規模特認校へ就学できる各学年の就学予定者等の募集定員数は、当該小規模特認校に在籍する児童の数を勘案し、教育委員会と小規模特認校の校長が協議して定めるものとする。

(就学の申請等)

第7条 小規模特認校に就学を希望する就学予定者等の保護者（以下「申請者」という。）は、小規模特認校就学申請書（様式第1号）を教育委員会が定める期日までに小規模特認校の校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

2 小規模特認校の校長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る就学予定者等及び申請者と面接を行った後、小規模特認校の就学に係る意見書（様式第2号）を作成し、前項の申請書と併せて教育委員会に提出するものとする。

(許可等)

第8条 教育委員会は、申請書の内容を審査するとともに、小規模特認校の就学に係る意見書の内容を考慮し、適当であると認めるときは、就学を許可する。ただし、適当であると認めた就学予定者等が募集定員数を超えたときは、抽選によるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により就学を許可したときは、申請者に小規模特認校就学許可通知書（様式第3号）を交付するものとする。

3 教育委員会は、次に掲げる事項に該当するときは、申請者に小規模特認校就学不許可通知書（様式第4号）を交付するものとする。

(1) 第4条に規定する就学の条件を満たさないとき。

(2) 第1項の面接により学校長が小規模特認校の就学に適していないと判断したとき。

(3) 第1項ただし書きの規定による抽選に外れたとき。

(許可の取消し)

第9条 教育委員会は、前条の規定による許可をした後において、申請内容が事実と異なることが判明したとき又は第4条に規定する就学の条件を満たさなくなったことが判明したときは、当該就学の許可を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の許可を取り消すときは、小規模特認校就学許可取消通知書（様式第5号）により、就学の許可を得た申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知があった児童は、規則第2条第2項の規定により指定する学校に就学するものとする。

(中学就学)

第10条 小規模特認校に就学した児童が卒業後に就学する函南町立中学校は、規則第2条第2項の規定により指定された中学校とする。ただし、当該児童及びその児童の保護者が特に希望する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定による場合は、保護者は就学指定校変更の手続を行わなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

議案第67号

指定校変更の承諾について

指定校変更の承諾について、教育委員会の承認を求める。

令和5年12月21日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から指定校変更承諾願が提出されたので、指定校変更の承諾について教育委員会の承認を求めるものです。

○函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則

平成26年 3月26日教委規則第2号

改正

平成28年 3月30日教委規則第2号

平成29年 6月29日教委規則第4号

令和2年 3月25日教委規則第4号

令和4年 2月28日教委規則第11号

函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則

函南町立小学校・中学校通学区域の設定に関する規則（平成6年函南町教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、函南町内に居住する児童及び生徒（以下「児童等」という。）が、義務教育を受けるため通学する町立の小学校・中学校を指定することを目的とする。

（通学区域及び指定）

第2条 指定する学校は、児童等が保護者（児童等に対して親権を行う者、親権を行う者のいないときは、後見人をいう。以下同じ。）とともに居住する現住所に基づき指定する。

2 前項の規定により、指定する学校の区域（以下「学区」という。）は、別表1のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、特別支援学級に入級する者の小学校及び中学校の学区は、別表2のとおりとする。

（指定校の変更）

第3条 教育委員会は、保護者及び児童等の特別な事由により、児童等が指定された学校に通学が困難であると認められるときは、別表3の基準に基づき、前条の指定を変更することができる。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日教委規則第2号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 規則の施行の際、この規則による改正前の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第2条ただし書の規定により、改正前の学区に通学している者のうち、継続して同学区に通学を希望する者については、改正後の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月29日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月25日教委規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月28日教委規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の学区に通学している者のうち、継続して同学区に通学を希望する者については、改正後の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第2条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 3 (第 3 条関係)

区分	許可基準		許可期間		添付書類
転居・転出	小学校	学期途中に転居したが通学に支障がない場合	小学校	各学年その学期末又は学年末まで（6年次在学中は卒業）	ア 保護者承諾願 イ 住民異動届
	中学校		中学校	どの学年でも卒業まで	
一時転居	新築改築のため区域外から通学する場合（完成するまで）従前住所へ戻ることが確実の場合		その期間		ア 保護者承諾願 イ 建築確認書写し ウ 住民異動届
転入予定	住宅の新築やアパートの入居等で転居することが確実の場合、前もって転居予定先の学区の学校への就学を認める。		引き渡し予定日		ア 保護者承諾願 イ 入居予定がわかる契約書等の写し
保護者不在	共働き等により帰宅後も保護者不在 預け先地区又は勤務地区の学校 （小学生のみ）		その事由が解消するまで（1年更新）		ア 保護者願い出書 イ 保護者在職証明 ウ 預かり証明書
身体的な理由	身体的な理由で指定校に通学困難な場合		その事由が解消するまで		ア 保護者承諾願 イ 医師の診断書
生徒指導上の問題 教育的配慮	(1) いじめ、不登校等の理由で指定校へ通学が困難な場合 (2) 指定校を変更することにより問題解決が見込まれる場合 (3) 引き続き、変更した学区の中学校へ進学する場合		その事由が解消するまで（卒業まで）		ア 保護者承諾願 イ 指定校校長の意見書 ウ 入学通知書
地域事情	(1) 地形等（通学路安全性等）地域の事情により、指定校へ通学が困難な場合 (2) 地教委が承認した場合（小学生のみ）		その事由が解消するまで		ア 保護者承諾願 イ 居住区域の地図
兄弟関係	特別な事情で指定校以外に兄弟が通学し、指定校が違うため負担が生じる場合		その事由が解消するまで（卒業まで）		ア 保護者承諾願
その他	(1) 特殊な事情で委員会が認めた場合 (2) 入学時において入部予定の部活動がない場合（町内のみ）		卒業まで		ア 保護者承諾願 イ 事由を証明するために教育委員会が求める書類

議案第68号

要保護及び準要保護児童生徒の認定について

要保護及び準要保護児童生徒の認定について、教育委員会の承認を求める。

令和5年12月21日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請が提出されたので、要保護・準要保護世帯及び新入学学用品費の前倒し支給の認定について教育委員会の承認を求めるものです。

令和5年12月21日

函南町教育委員会 様

函南町教育研究奨励賞検討委員会
委員長 久保田 浩子

令和5年度函南町教育研究奨励賞授与候補者の推薦について

函南町教育研究奨励賞授与要綱に基づき、教育研究実践を広く町内の教員に募集したところ、園・学校より応募がありました。

10月23日開催の「函南町教育研究奨励賞検討委員会」による選考の結果、下記7件を函南町教育研究奨励賞に該当するものとして評価いたしました。

つきましては、授与要綱により賞状並びに記念品の授与について承認をお願いします。

記

No.	園・学校名	職名	氏 名	性別	研 究 主 題 名
1	函南小学校	教諭	梅原 一輝	男	全ての児童が楽しく、安心して運動に取り組むことができる器械運動の授業を目指して
2	桑村小学校	教諭	小長谷一史	男	学校教育目標を具現化する教育課程編成の工夫
3	東小学校	教諭	木内 秘花	男	内発的学習意欲を高める、自己決定の機会を保障したマット運動 ～ 効果的な ICT 機器の活用を通して ～
4	西小学校	教諭	加唐 世菜	女	小学校の外国語活動におけるコミュニケーション能力を育成する授業
5	函南中学校	教諭	武田 朋子	女	特別支援学級における金融教育の実践研究
6	東中学校	教諭	松下枝理香	女	学びをつなげることを通して、実践的な態度を育てる授業 ～地域の一員としてよりよい家庭生活の実現を目指した授業づくり～
7	自由ヶ丘幼稚園	主任教諭	杉本しお梨	女	自分を出して伸び伸びと遊ぶ子を目指して

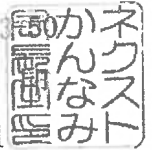
函南町教育委員会後援申請一覧 (令和5年12月定例教育委員会分)

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	第18回かんなみサッカー PKフェスティバル	ネクストかんなみ 代表者 鈴木 晴範	令和6年1月28日(日) かんなみスポーツ公園	有料	有	有
2	三島・長泉こどもミュージカル第8回公演 「桃太郎!」	三島・長泉こどもミュージカル父母会 代表者 清水 幸子	令和6年3月23日(日) 三島市民文化会館 大ホール	有料	有	有
3	2024静岡県東部地区 小学校管楽器合奏フェスティバル	静岡県小学校管楽器教育研究会東部支部 代表者 室伏 誠司(裾野市立東小学校長)	令和6年2月4日(日) 長泉町文化センターベルフォーレ ホール	無料	有	有
4	せせらぎ三島ロータリークラブ35周年記念事業 地球のステージ 特別編	せせらぎ三島ロータリークラブ 代表者 岡 良森	令和6年4月13日(土) 三島市民文化会館 大ホール	無料		
5	以下余白					
6						
7						
8						
9						
10						

令和 5 年 11 月 14 日

函南町教育委員会
教育長 久保田 浩子 様

申請者 住 所 函南町上沢 75
氏 名 潮木 洋史
連絡先 090-2924-6691



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第18回かんなみサッカーPKフェスティバル		
期 日	令和6年 1月28日(日) 午前8時30分 ~ 午後2時00分		
会 場	かんなみスポーツ公園		
主 催 者	団 体 名	ネクスつかんなみ	
	代 表 者	鈴木 晴範	
	所 在 地	函南町上沢 753-11 電話 055-928-6105	
共催又は 後援団体 (申請予定を 含める)	有・無 (有の場合は その名称)	共 催	函南サッカースポーツ少年団 函南東サッカースポーツ少年団
		後 援	(予定) 函南町、函南町教育委員会、 NPO法人函南町体育協会、 伊豆日日新聞、FMボイス・キュー 伊豆半島創造研究所、アスルクラロ沼津

事業の対象 と 目 的	子供から大人まで楽しめるサッカーのPK（ペナルティーキック）大会を通じて、サッカー競技の振興とサッカー少年少女の親睦を図るとともに、青少年健全育成の一助となることを目的とし、本大会を開催致します。		
事業内容	6つのカテゴリーに分かれサッカーのPK（ペナルティーキック）大会を開催致します。 ①キッズの部 / ②小学 1-2 年生の部 / ③小学 3-4 年の部 / ④小学 5-6 年生の部 / ⑤中学生・一般の部 / ⑥一般女性の部 ※1 チーム 6 人（キーパー含む）。 ※5 人チーム、男女混合チームも可とします。		
申請理由	函南町のスポーツ振興、青少年健全育成の一助となる事業のため。		
入場料	有料 無料	有料の場合の金額	保険料として 1 チーム 1,000 円 ※但し中学生以下無料

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

事業計画書

ネクストかなみ
かなみサッカーPKフェスティバル
実行委員長 潮木 洋史

1. 事業名
第18回かなみサッカーPKフェスティバル
2. 事業概要・目的
子供から大人まで楽しめるサッカーのPK（ペナルティーキック）大会を通じて、サッカー競技の振興とサッカー少年少女の親睦を図るとともに、青少年健全育成の一助となることを目的とし、本大会を開催致します。
3. 事業の対象
函南町、及び近隣市町村の方々
4. 開催日時
令和6年 1月 28日（日）
受付 8:30 ～ ・ 開会式 9:00 ～ ・ 競技時間 9:30 ～ 13:00 ・ 閉会式 13:00～
5. 会場
かなみスポーツ公園
6. カテゴリー・チーム編成
① キッズの部
② 小学1-2年生の部
③ 小学3-4年の部
④ 小学5-6年生の部
⑤ 中学生・一般の部
⑥ 一般女性の部 ※各部門16チーム（先着順）
1チーム6人（キーパー含む）。 5人チーム、男女混合チームも可とします。
7. 賞品
各カテゴリー上位3チーム（優勝、準優勝、3位）には賞状、及び記念品を贈呈します。
8. 参加費（保険料）
1チーム 1,000円（中学生以下のチームは参加無料）
9. 広報活動
インターネット ・ 広報かなみ掲載 他
10. 経費
協賛金、参加費（保険料）、及び本会計より充当
11. 主催
ネクストかなみ
12. 共催
函南サッカースポーツ少年団、函南東サッカースポーツ少年団
13. 後援（予定）
函南町、函南町教育委員会、NPO法人函南町体育協会、伊豆日日新聞、FMボイス・キュー、アスルクラロ沼津
14. 会場内販売（予定）
マックスバリュにて軽食（おにぎり・パン・飲み物）の販売を行います。

令和5年 11月 13日

令和5年度 予算書

ネクストかなみ
かなみサッカーPKフェスティバル
実行委員長 潮木 洋史

	科目	詳細	金額	
収入	協賛金	2000 円×25 枠	50,000	
	協賛金 各スポーツ少年団	4000 円× 2 枠	8,000	函南 SSS / 函南東 SSS
	参加費 (保険料)	1000 円×35 チーム	35,000	中学生以下無料
	本会計充当		107,000	
	合計		200,000	

	科目	詳細	金額	
支出	保険料	500 名	12,000	通院 3000 円 入院 3000 円 死亡 300 万円
	ポスター/プログラム代		20,000	
	賞品代	108 個	80,000	各カテゴリ上位 3 チーム 計 108 名分 (6 名×3 チーム×6 カテゴリ)
	豚汁代	今年度無し	0	
	弁当代	70 個	49,000	来賓 運営スタッフ ボランティア スタッフ
	スポーツ公園使用料	文化センター備品借用含む	20,000	
	放送設備借用料		10,000	
	予備費		9,000	
	合計		200,000	

(第1号様式)

2022年11月6日

函南町教育委員会教育長 様

申請者 住 所 沼津市大岡1881-3

氏 名 清水 幸子
(連絡先) 090-5034-0614



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	三島・長泉こどもミュージカル第8回公演 「桃太郎！」		
期 日	令和6年3月23日（日）13：00～18：40		
会 場	三島市民文化会館 大ホール		
主催者	団体名	三島・長泉こどもミュージカル父母会	
	代表者	清水 幸子	
	所在地	静岡県沼津市大岡1881-3	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	三島市民文化会館（予定）
		後 援	沼津市教育委員会、三島市教育委員会、裾野市教育委員会、伊豆の国市教育委員会、長泉町教育委員会、清水町教育委員会、静岡新聞社、静岡放送（予定）

事業の対象と目的	対象は主に静岡県東部の小・中学生及び高校生とその保護者 目的はミュージカルの創作活動を通じ、心から湧き上がる喜びや感動、仲間達と一緒に努力して得られる達成感を演じる側が感じる事。また観る側にも情操教育の一助となれば、と考えている。		
事業内容	週1回、地元の小中高校生を対象にミュージカルのレッスンを実施。その練習の成果の発表の場とするとともに、地域の芸術文化発展のため、教育委員会の後援をいただきながら、年1回地元での公演開催を目標としている。出演者は静岡県東部の小・中・高校生。		
申請理由	団を2014年に立ち上げてから毎年一年に一度の公演をつづけてきた。少しずつ認知度が上がってきたものの、まだまだ存在を知られていない。 後援申請をさせていただき、一人でも多くの人に観ていただきたいと考え、申請に至る。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	指定席SS 3,000円 S 2,300円 A 1,800円 オンライン 2,000円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

三島長泉子どもミュージカル 会則

第1章 総 則

第1条 (目 的)

本会則は、演劇に関する基本的な技能・演技力を養うとともに会員の文化的創造性を育成し、静岡県の芸術文化向上に貢献し、かつ、会員相互の親睦・交流を維持するのに必要な事項を定めて、会の合理的で且つ児童劇団「大きな夢」の理念に基づき、円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条 (名 称)

本会は、「三島長泉子どもミュージカル」と称する。

第3条 (運営組織)

1、本会の会員は、次に掲げる者で、入会を希望する者とする。

◆静岡県、又は近郊に在住する児童生徒で保護者の承認を得た者

2、入退会の取扱に関しては第2章「入退会取扱」に従う。

第4条 (運営組織)

本会に次の役員を置く。(兼任の場合も有)

- (1)代表 1名 (2)副代表 2名
(3)一般会計 1名 (4)公演会計 1名
(5)広報 2名 (6)監査 1名

第5条 (役員の任務)

役員は、本会を代表し、運営に関する一切の計画立案、実行及び組織運営を統括する。

- (1)代表は本会を代表し、会務を統括する。
(2)副代表は代表を補佐し、代表に事故があるときは、その会務を代行する。
(3)一般会計は本会の口座管理を含め経理事務を担当する。

第6条 (役員の選出)

本会の役員は、三島長泉子どもミュージカル父母会の役員の3分の2以上の賛同を得た者とする。

第7条 (役員の任期)

- 1、役員の任期は、1年とし再任を妨げない。
2、役員の中で退会者が出た場合は、直近の機会に開催される役員会においてその補充を行う。
3、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 (役員会)

役員会は必要により随時開催する。

第9条 (会計・財務)

- 1、本会の会計・財務は、入会費、運営費、活動費、および公演入場料、ならびに賛助金、広告料等をもって充てる。
2、会計年度は5月1日から翌年3月31日までとする。
3、入会費、会費、活動費は、第3章「会費等納入」に定める通りとする。

第10条 (事務所)

本会の事務所は、代表宅に置く。
また、会の所在地は事務所と同一である。

第2章 入退会取扱

第1条

入会を希望する者は父母会宛に、住所・氏名・年齢等を記入した入会申込書を提出し、
保護者の同意を得ていることを確認する。

第2条

退会する場合は、主任講師に申し出たのち指定の「退会届」に記入し提出する。下記の場合は、退会届がなくても退会とみなす場合がある。

- (1) 3ヶ月以上定められた会費や諸費用の納入がないとき。
(2) 本人と3ヶ月以上連絡がとれなくなったとき。
(3) 役員が正当な理由をもって退会を勧告したとき。

第3章 会費等納入

第1条 (入会費)

- 1、入会費は通常の活動に必要な諸経費として支出される。
2、入会手続きのなかで入会費6,600円を納入した時点で入会が完了する。ただし、入会手続きが完了した会員の保護者の場合「父母会会員」として自動的に登録され会員となる。

第2条 (会 費)

会員は通常の活動に使用する会費として、月額10,900円(月会費、運営費、衣裳管理費を含む)を毎月末までに翌月分を納入する事を要す。

第3条 (活動費)

通常の活動に必要な諸経費が不足であると役員が判断した場合、一時的に会員から使用目的を明示して徴収することがある。

第4条 (公演積立金)

- 1、公演積立金は、定期・不定期の具体的な公演の費用の一部とする目的で会員個人の名義で積み立てられ、対象とする公演以外の目的に流用することはできない。
2、当該会員が公演に参加できなかった場合は、前受金を含む

第5条 (入場料)

- 1、入場料は、公演に要する諸費用に使うものとする。
この会則に定めていない事項で疑義が生じたとき、役員会で協議するものとする。

附 則

- ・本会の設立年月日は、平成26年10月20日とする。
- ・本会則は令和5年5月1日から施行する。
- ・口座の管理は一般会計が行う。

一般会計担当：高村 友子

住所：〒401-0501

山梨県南都留郡山中湖村山中1406



この記載内容について事実と相違ないことを証明します。

代表：清水 幸子

住所：〒410-0022

静岡県沼津市大岡1881-3-301



収 支 予 算 書

1 収入

区 分	金 額	摘 要
参加費	2,210,000円	劇団員参加費50,000×41人=2,050,000 役割増 160,000
入場料	1,878,000円	全席指定 SS席3,000円 S席2,300円 A席1,800円 900枚
オンライン配信料	200,000円	1チケット2,000円
広告協賛	500,000円	地域の企業等に依頼予定
合 計	4,788,000円	

2 支出

区 分	金 額	摘 要
会場費・設備使用料	520,000円	三島市民文化会館（リハーサル・本番）
舞台費 照明・音響・衣裳	1,570,000円	機材・設営スタッフ
舞台設備費・運搬費	863,000円	トラック、スタッフ
公演チラシ、パンフ レット印刷費	270,000円	
舞台演出料、著作権使 用料、講師料	731,000円	
講師交通費	398,000円	
写真・公演撮影費	270,000円	
その他雑費	166,000円	
合 計	4,788,000円	

役 員 名 簿

三島・長泉子どもミュージカル

2023.11.1

	氏 名	住 所
代 表	清水 幸子	
副代表	野田 一哉	
副代表	宮田 和美	
公演会計	斎藤 真優子	
一般会計	高村 友子	
広報	宇野 路子	
広報	山本 朋美	
監査	朴 成美	
演技指導	櫻井 みずき	
振り付け	名取 真紀	
歌唱指導	江本 麻奈美	
事務局	「大きな夢」事務局	

三島・長泉子どもミュージカル第7回公演

STAFF

演出 櫻井みづき
音楽 藪内 智子
振付 中沢 千尋
舞台美術 中川 香純
照明 中川 雄太
音響 渡邊 亨
舞台監督 小幡 祐
ダンス指導 中野 真紀
歌唱指導 名取 真紀
アシスタント 江本麻奈美
衣装 BDP
衣裳センター 株式会社
映像制作 カラーズ
宣伝美術 山口 千尋
制作 佐野 晶子
三島・長泉
子どもミュージカル
父母会
総合プロデューサー
青砥 洋

CAST

齊藤 希海(高2) 野田 航世(小4) 山島 悠希(小6)
本柳 亜呼(高1) 野田 遙(中3) 平川 千聖(小6)
芹澤 優花(高3) 佐藤 琴音(中1) 加藤 花恋(小5)
宮田 朱里(高1) 北條 珠妃(小6) 宇野 碧衣(小5)
小濱 千咲(高1) 藤澤 咲樹(中2) 石井 心彩(小4)
岩本 波輝(中3) 天野 詩乃(小6) 参河 晴都(小4)
清水 そら(中3) 小林姫咲葵(小6) 阪川 有奈(小4)
徳丸 こころ(中2) 中村 はる(小6) 阿部 莉歩(小3)
宮田 希美(中2) 上坂 望(小6) 加藤 獅穂(小2)
梁 世姫(高2) 斎藤 聖桜(小6) 吉武 遼祐(高3)
岩本 日和(中1) 中村日菜理(小5) 植松 太一(高2)
阿部 葉歩(小6) 山本 琴葉(小5)
高村衣良織(小5) 青木 郁弥(中1)

〈姉妹劇団賛助出演〉

ミュージカル しあわせの青い鳥

メーテルリンク「青い鳥」より

2023年

4月30日(日)

13:00 昼組 / 17:00 夕組 開演

※開場は開演の30分前 ※上演時間 約1時間50分(休憩含む)

◆会場 三島市民文化会館 大ホール

◆劇場鑑賞チケット【全席指定】S席2,200円 A席1,800円

◆収録配信チケット 2,000円+手数料

※配信期間:5月10日(水)~5月17日(水)

◆発売日 劇場鑑賞チケット、収録配信チケット共に
3月4日(土)10:00発売

脚本 麻生りりこ

■ チケットお申込み・お問合せ

各出演者

MAIL: mnkm201410@gmail.com

https://peraichi.com/landing_pages/view/mnkm/



【後援】三島市教育委員会 長泉町教育委員会 沼津市教育委員会 裾野市教育委員会 伊豆の国市教育委員会
清水町教育委員会 函南町教育委員会 静岡新聞社・静岡放送 FMボイス・キュー



三島・長泉子どもミュージカル第7回公演

ミュージカル

しあわせの青い鳥

メーテルリンク「青い鳥」より

2023年 **4月30日(日)** 13:00 昼組 / 17:00 夕組 開演

◆会場 三島市民文化会館 大ホール

◆劇場鑑賞チケット【全席指定】S席2,200円 A席1,800円

◆収録配信チケット 2,000円+手数料 ※配信期間:5月10日(水)~5月17日(水)

※3歳未満の方のご入場は制強いたしません。客席後方の票付近にご着席いただく場合がございます。チケット購入時にご相談ください。

チケットお申込み・お問合せ

劇場鑑賞チケット、収録配信チケット共に 3月4日(土) 10:00発売

●各出演者 ●【MAIL】mnkm201410@gmail.com ●https://peraichi.com/landing_pages/view/mnkm/



お申込みは
こちら▶



※氏名下の赤字は昼組、青文字は夕組、黒文字は両組共通の役になります。



齊藤 希海(高2)
祖母・猫のダンサー
占い師 ローズ/大人



本柳 亜呼(高1)
占い師 ローズ/大人



芹澤 優花(高3)
母親・猫のダンサー
無の精/光の女神



宮田 朱里(高1)
チルチル
猫のダンサー・無の精



小濱 千咲(高1)
青い鳥ハッピー
祖母・猫のダンサー



岩本 波輝(中3)
猫のダンサー・無の精
青い鳥ハッピー



清水 そら(中3)
猫の女王 ナイトメア
ローズダンサー/無の精



徳丸 こころ(中2)
ローズダンサー
猫の女王 ナイトメア/無の精



宮田 希美(中2)
光の女神/母親・
猫のダンサー・無の精



梁 世姫(高2)
ブルーバード・猫のダンサー
青い鳥ハッピー



岩本 日和(中1)
ローズダンサー・
時間の精/ミチル



阿部 琴歩(小6)
青い鳥ハッピー
ローズダンサー・時間の精



高村 衣良織(小5)
お金持の精 ルビー・
子ども・時間の精



野田 航世(小4)
黒猫ナッパ
子ども・時間の精



野田 遙(中3)
黒猫ナッパ
ローズダンサー・無の精・大人



佐藤 琴音(中1)
青い鳥フォーチュン
ローズダンサー・時間の精



北條 珠妃(小6)
お金持の精 リボン・
子ども・時間の精



藤澤 咲樹(中2)
ローズダンサー・時間の精
青い鳥フォーチュン



天野 詩乃(小6)
黒猫ナッパ
子ども・時間の精



小林 姫咲葵(小6)
お金持の精 サファイア・
時間の精



中村 はる(小6)
長針チック・大人



上坂 望(小6)
時間の精
チルチル



斎藤 聖桜(小6)
お金持の精 ダイア・
時間の精



中村 日菜理(小5)
お金持の精 フリル・
子ども・時間の精



山本 琴葉(小5)
黒猫ナッパ
子ども・時間の精



青木 郁弥(中1)
お金持の精 ティアラ・
子ども・時間の精



山島 悠希(小6)
お金持の精 マカロン・
時間の精



平川 千聖(小6)
お金持の精 ジュエル・
時間の精



加藤 花恋(小5)
お金持の精 パール・
時間の精



宇野 碧衣(小5)
ミチル
時間の精



石井 心彩(小4)
お金持の精 シュシュ・
子ども・時間の精



参府 晴都(小4)
短針チック
時間の精/子ども



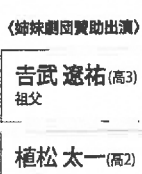
阪川 有奈(小4)
お金持の精 クリスタル・
子ども・時間の精



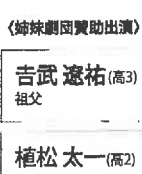
阿部 莉歩(小3)
輝き シャイニー・
お金持の精 ビンキー・時間の精



加藤 獅穂(小2)
時間の精/短針チック
輝き ティンクル



吉武 遠祐(高3)
祖父



植松 太一(高2)
父親

●主なキャスト

配役	昼組	夕組
青い鳥ハッピー	小濱 千咲	梁 世姫
青い鳥ラッキー	阿部 琴歩	岩本 波輝
青い鳥フォーチュン	佐藤 琴音	藤澤 咲樹
チルチル	宮田 朱里	上坂 望
ミチル	宇野 碧衣	岩本 日和
光の女神	宮田 希美	芹澤 優花
猫の女王ナイトメア	清水 そら	徳丸 こころ
占い師ローズ	本柳 亜呼	齊藤 希海

昨年の公演「魔法パレット」 2022年3月27日(日) 三島市民文化会館 大ホール



●対象 小学生～高校生(年長児は相談)
●稽古 毎週月曜日 18:00～20:00
●場所 三島市民文化会館、
長泉町文化センター他

【お問合せ】
mnkm201410@gmail.com



【お客様へのお願い】



児童劇団「大きな夢」は、三島・長泉子どもミュージカルを含め、首都圏、札幌、福岡等、全国26ヶ所で子どもミュージカルの活動をサポートしています。

〒206-0812 東京都稲城市矢野口851-2 TEL 042-401-5345 https://ookinayume.jp

(第1号様式)

令和5年11月22日

函南町教育長 様

住 所 裾野市茶畑399
申請者

氏 名 室伏 誠司

(連絡先) 055(992)0049

事務局 裾野市立東小学校内



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申
請いたします。

記

事業名	2024 静岡県東部地区小学校管楽器合奏フェスティバル		
期 日	2024年2月4日(日)		
会 場	長泉町文化センターベルフォーレ ホール		
主催者	団体名	静岡県小学校管楽器教育研究会東部支部	
	代表者	室伏 誠司(裾野市立東小学校長)	
	所在地	裾野市茶畑399 055(992)0049	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ 有 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援	沼津市、三島市、裾野市、伊豆の国市、清水町、長泉町の各市町教育委員会 (申請中)

裏面があります。



事業の対象と目的	静岡県東部地区でバンド活動を行う小学校の吹奏楽団や金管バンド、および社会教育の一環として活動する小学生バンドが集まり、互いに演奏の発表や鑑賞をすることを通して、児童の豊かな感性を養い、演奏技能を高めると共に参加団体相互の親睦を深め、管楽器教育の振興を図る。		
事業内容	・各参加団体による演奏発表および鑑賞。 ・講師及びプロの管楽器奏者による指導、講評。 ・各参加団体への表彰。		
申請理由	この行事は学校教育活動や社会教育活動の一環として日頃の練習の成果を披露する場であり、各市町の教育委員会からの後援をいただくことによって県東部地区の各小学校に当研究会の活動を周知し、管楽器教育の振興を図るため。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

収 支 予 算 書

1 収入

区 分	金 額	摘 要
参加費	61,000	500 円×122 名 (参加予定者数)
プログラム代	5,000	100 円×50 部 (前回並みと想定)
広告費	10,000	写真撮影業者, ヤマハより
雑収入	24,000	静小管研東部支部会計より補充
合 計	100,000	

2 支出

区 分	金 額	摘 要
会場費	90,000	長泉町文化センター会場費
印刷費	3,000	プログラム用, 賞状用紙
講師料	6,000	講師謝礼及び昼食代
その他	1,000	諸雑費
合 計	100,000	

令和5年11月10日

小学校長様
音楽主任様
管楽器指導担当様

静岡県小学校管楽器教育研究会
東部支部長 室伏 誠司
(裾野市立東小学校長)

2024静岡県東部地区

小学校管楽器合奏フェスティバル

のご案内

初冬の候、皆様方におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当研究会の活動に深いご理解とご協力をいただき、心から厚くお礼申し上げます。

さて、コロナ禍の影響を受け昨年度3年ぶりに開催することができた合奏フェスティバルですが、本年度は下記の通り開催する運びとなりました。

このフェスティバルを通じ、各校・各団体の連携と親睦を深めるとともに、音楽教育が一層向上することを心より願っております。日頃演奏されている曲や運動会等で演奏した曲で十分です。どうぞ本趣旨を御理解の上、御参加くださいますよう御案内申し上げます。

記

- 1 日時 令和6年 2月 4日(日) 13:00 ~ 15:30(終演予定)
- 2 会場 長泉町文化センターベルフォーレ ホール
- 3 主催 静岡県小学校管楽器教育研究会 東部支部
- 4 後援 沼津市教育委員会・裾野市教育委員会・三島市教育委員会・伊豆の国市教育委員会
函南町教育委員会・清水町教育委員会・長泉町教育委員会
(申請予定)
- 5 演奏形態 吹奏楽・金管バンド・アンサンブル・合唱奏 等
- 6 演奏時間 20分程度(2~3曲程度)
会場の予約費用・運営費等の都合上、従来より参加費を増額させていただいております。御理解のほどよろしくお願いいたします。
- 7 参加費 参加児童1名につき500円
(500円×出演児童数分を、当日受付にてお支払いください。)
- 8 申込締切 令和5年11月24日(金) FAX必着
- 9 申込先 〒410-0303 静岡県沼津市西椎路673-1
Fax 055-966-4257 (Tel 055-966-4244)
沼津市立愛鷹小学校内 東部支部事務局 坂本 啓 あて

10 その他

- ・出演団体には、講師のアドバイスがあります。
- ・当日参加されない団体でも、ぜひ児童を連れてご来場ください。（入場無料）
- ・フェスティバルの詳細につきましては、後日文書にてご案内いたします。
- ・ティンパニ、バスドラム等大型の楽器につきましては、出演校からの持参をお願いいたします。運搬の都合上、どうしても持参が難しい場合には事務局まで御相談ください。
- ・感染症の今後の流行状況により、やむを得ず中止となる場合があります。御了承ください。

2024静岡県東部地区小学校管楽器合奏フェスティバル参加申込書

沼津市立愛鷹小学校内

静岡県小学校管楽器教育研究会

東部支部事務局 坂本 啓 宛

Fax 055-966-4257

※コピーしてお使いください

(Tel 055-966-4244)

学校・団体名		申込責任者	
TEL		FAX	
連絡先住所	〒	静岡県	
曲 名		ふりがな 指揮者名	
		指導者名	
演奏形態（金管バンド・吹奏楽等）			

♪ 参加人数等

管・打楽器出演者数	名	合唱他出演者数	名	出演者計	名
ステージ椅子必要数		譜面台必要数		引率者数	名

♪ 必要とする用具について確認事項

ティンパニ	必要 / 不要	電源用延長コード	必要 / 不要
バスドラム	必要 / 不要	ワイヤレスマイク	必要 / 不要

♪ 出演時間や出演順、その他、特にご希望がありましたらお書きください。

静岡県小学校管楽器教育研究会規約

第1条 (名称)

本会は、静岡県小学校管楽器教育研究会と称する。(略称 静小管研)

第2条 (事務局)

本会の事務局を、令和4年度より静岡県静岡市駿河区中原400番地 静岡市立大里西小学校に置く。

第3条 (目的)

本会の目的は、静岡県下の小学校で管楽器を活用している学校又は指導している教師が相互に協力し、管楽器を通じた音楽教育の向上発展をはかる。

第4条 (事業)

本会は、次の事業を行う。

1. 実技指導の講習会・研修会
2. 研究会・発表会
3. 資料配布・交換
4. 情報交換
5. その他

第5条 (役員)

本会は次の役員を置き、任期は1年とする。(但し、再任は妨げない。)

1. 会長
2. 顧問
3. 支部長
4. 副支部長
5. 相談役
6. 県役員
7. 事務局長
8. 事務局
9. 会計
10. 会計監査
11. 支部役員

第6条 (役員の選出)

本会の役員は、次の方法で選出する。

1. 各支部毎より県役員を推薦する。
2. 会長・顧問・支部長・副支部長・相談役・会計・会計監査・支部役員は県役員会で選出する。
3. 事務局長は会長が指名する。

第7条 (役員の任務)

役員の任務は、次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 顧問、及び相談役は本会の発展・向上のために指導・助言をする。
3. 支部長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその会務を代行する。
4. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその会務を代行する。
5. 県役員は会長・顧問・支部長・相談役・会計・会計監査・支部役員の推薦並びに各支部の意見をまとめて、役員会に発表し円滑な目的遂行に努力する。
6. 事務局は総会・役員会等の議事を記録し、諸会の連絡を取る。

7. 会計は会費・寄付金等の会計事務処理をする。
8. 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。
9. 支部役員は県役員を補佐し、支部活動を円滑にするために努力する。

第8条（総会・役員会）

総会・役員会は次の通りとする。

1. 総会は年一回会長が招集し、役員承認・事業計画・予算等を審議決定する。
2. 役員会は総会で決定された諸事項について具体案を立てて、目的を遂行する。又、緊急事項を処理し、次期総会に報告する。

第9条（経費）

各支部で必要な経費を集める。

第10条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

附則 ① 会の本部役員を次の会員とする。

会 長	荒井 健	焼津市本町2丁目16-32	(焼津市教育委員会)
事務局長	山下 仁	静岡市駿河区中原400番地	(静岡市立大里西小学校)
会 計	橋本真理子	静岡市清水区蒲原新田二丁目25-1	(静岡市立蒲原西小学校)

- ②
- 1 本会の規約改正は、役員会の決議による。
 - 2 本会の規約は、昭和49年12月1日より施行する。
 - 3 昭和61年4月1日改正。
 - 4 平成元年4月1日改正。
 - 5 平成5年4月1日改正。
 - 6 平成10年4月1日改正。
 - 7 平成11年4月1日改正。
 - 8 平成15年4月1日改正。
 - 9 平成16年4月1日改正。
 - 10 平成17年4月1日改正。
 - 11 平成18年4月1日改正。
 - 12 平成20年4月1日改正。
 - 13 平成23年4月1日改正。
 - 14 平成25年4月1日改正。
 - 15 平成26年4月1日改正。
 - 16 平成28年4月1日改正。
 - 17 平成29年4月1日改正。
 - 18 平成30年4月1日改正。
 - 19 平成31年4月1日改正。
 - 20 令和 2年4月1日改正。
 - 21 令和 3年4月1日改正。
 - 22 令和 4年4月1日改正。
 - 23 令和 5年4月1日改正。

令和5年度
静岡県小学校管楽器教育研究会 組織表

《本部役員》

会長	荒井 健 (焼津市教育委員会)
支部長	室伏 誠司 (裾野市立東小校長)
支部長	寺尾 正幸 (焼津市教育委員会)
支部長	渥美 公恵 (浜松市立中郡小校長)
事務局長	山下 仁 (静岡市立大里西小教諭)
事務局	監物 孝恭 (田方郡函南町立東小教諭)
	石橋 正乃 (藤枝市立藤枝中央小教諭)
	岡崎 正裕 (浜松市立北浜南小教諭)
	花井 陽一 (浜松市立富塚西小教諭)
会計	橋本真理子 (静岡市立蒲原西小教諭)
会計監査	坂本 啓 (沼津市立愛鷹小主幹教諭)
	石橋 正乃 (藤枝市立藤枝中央小教諭)
	朝比奈愛子 (浜松市立気賀小教諭)

(会長職を最後に退職された先生方)
富永忠男・鈴木尚雄・細澤岩夫・大川義春・
三澤 勲・竹内良雄・前島正澄・伊東欽也・
日内地勝・野末博文・秋山和徳

《県役員》

支部長	室伏 誠司 (裾野市立東小校長)
事務局	坂本 啓 (沼津市立愛鷹小主幹教諭)
役員	監物 孝恭 (田方郡函南町立東小教諭)
	須藤 和葉 (裾野市立富岡第一小教諭)

支部長	寺尾 正幸 (焼津市教育委員会)
顧問	橋本 絵理 (静岡市立安東小教頭)
相談役	佐藤 郁子 (静岡市立葵小講師)
事務局	石橋 正乃 (藤枝市立藤枝中央小教諭)
役員	山下 仁 (静岡市立大里西小教諭)
	橋本真理子 (静岡市立蒲原西小教諭)

支部長	渥美 公恵 (浜松市立中郡小校長)
事務局	岡崎 正裕 (浜松市立北浜南小教諭)
役員	花井 陽一 (浜松市立富塚西小教諭)
	井出 俊晃 (浜松市立城北小教諭)
	新村 朋子 (浜松市立大平台小教諭)
	朝比奈愛子 (浜松市立気賀小教諭)
	穴戸英里香 (浜松市立葵が丘小教諭)

《支部役員》

平 朝美 (富士宮市立大富士小教諭)
高橋 尚志 (伊豆市立熊坂小教諭)
土屋 萌 (三島市立坂小教諭)
岩尾 知美 (裾野市立深良小教諭)

森本実知子 (掛川市立城北小教諭)
谷川百合子 (静岡市立番町小教諭)
坂井 遥 (静大附属静岡小教諭)
山梨 萌 (静岡市立長田北小教諭)
山下 芽子 (藤枝市立青島北小教諭)
鹿内 沙紀 (焼津市立大井川南小教諭)
笹淵 裕子 (静岡市立横内小教諭)
伊藤 麻美 (静岡市立宮竹小教諭)

田中 順一 (浜松市立北浜東小教諭)
袴田 文子 (浜松市立佐藤小教諭)
荒川 麻貴 (浜松市立篠原小教諭)
間刈枝里奈 (浜松市立北浜東小学校)

(第1号様式)

2023 年 12 月 2 日

函南町教育長 様

住 所 〒411 - 0037

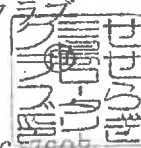
三島市泉町 9-8 高島テナント 1F

申請者 せせらぎ三島ロータリークラブ

会長 岡 良森

(連絡先) TEL 055-976-6351

担当 野村諒子 090-9926-7607



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	せせらぎ三島ロータリークラブ 35 周年記念事業 地球のステージ 特別編		
期 日	令和 6 年 4 月 13 日 (土) 13:30~15:00		
会 場	三島市民文化会館 大ホール		
主催者	団体名	せせらぎ三島ロータリークラブ	
	代表者	岡 良森	
	所在地	〒411 - 0037 三島市泉町 9-8 高島テナント 1F	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有 無 (有りの 場合はそ の名称)	共催	
		後援	三島市、三島市教育委員会、 三島市国際交流協会、静岡新聞社・静岡放送 エフエムみしま・かなみ、伊豆日日新聞 三島市ロータリークラブ、三島西ロータリークラ ブ

裏面があります。



事業の対象と目的	(対象) 小学生一部招待 一般市民 (目的) 国際理解講座として、世界の貧困、紛争、災害地域への支援を通して、そこで出会った人々のたくましさや、底抜けの明るさを持って生きる人々の勇気、人間の底力を学ぶ機会とする。		
事業内容	公演は、国際医療活動を行っている桑山紀彦医師により、紛争、貧困、災害地域に暮らす人々の様子を、自作の歌と演奏、語りで紹介する。 (紹介する国) ・フィリピン篇 (世界との出会い、国際協力活動の始まり) ・アフガニスタン篇 (自分の持つ力を誰かのために使って生きる子どもたち) ・パレスチナ篇 (今後の支援活動の様子、あるいはガザで行った映画制作のお話、など) ガザは、最新情報が入ると思います。 ・ウクライナ篇 (子どもたちとの心理社会的支援活動の様子) ・故郷篇 (自分たちの足元、日本のことも大切にしよう)		
申請理由	三島市、函南町の小学校6年生を招待し、より多くの生徒に参加していただくため。 より多くの市民に事業の主旨を理解し参加していただくため。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

せせらぎ三島 RC 35 周年記念事業について



- 事業名 「地球のステージ」新作ウクライナ編 他 (令和5年新作完成予定)
- 開催日 令和6年4月13日(土) 開場 12時半 開演 13時半
- 会場 三島市民文化会館 大ホール (入場予定人数 1000人)
- 参加費 無料 (今後検討)
- 対象者 会員及び一般市民(4歳以上～成人)
- 内容
- ・チャリティーコンサート (会場入り口で募金活動も行う)
 - 国際医療活動を行っている桑山紀彦医師による、紛争、貧困、災害地域に暮らす人々の様子を、自作の歌と演奏、語りで紹介する国際理解講座
 - ・会場入り口にて、海外のNGO支援地域の人々の様子の写真パネル展
- 講師 桑山紀彦氏 岐阜県高山市出身 1963年生まれ
- 宮城県名取市で開院後、東日本大震災で被災するも24時間診療支援を続けた。
- 現在、神奈川県海老名市で診療内科を開院。
- 精神科 心療内科 医師
- 認定NPO法人地球のステージ 代表理事
- 認定NPO法人「地球のステージ」の事業は (事務所 神奈川県海老名市)
- ★世界の5か国、東ティモール・ウガンダ・ミャンマー・パレスチナ、で長期的な保健医療・心のケア活動・教育支援を展開。
- 日本国内でも、災害復興支援を行う。
- ★全国の主に学校等で2003年より国際理解講座の「地球のステージ」活動を開催。2023年までの開催数4000回以上。

地球のステージ

～苦難を超えて、今をたくましく生きる人々～

開催日

2024 年

4/13 土

開演

13:30 ~ 15:00 開場 12時半

会場

三島市民文化会館大ホール

参加費

無料

せせらぎ三島ロータリークラブ 35 周年記念事業 地球理解講座 「地球のステージ 特別編」



国際医療活動を行っている桑山紀彦医師により、
紛争、貧困、災害地域で困難を乗り越えて暮らす人々の様子を
自作の歌と演奏、語りで紹介するコンサートステージ

紹介する国

- ・フィリピン篇（世界との出会い、国際協力活動の始まり）
- ・アフガニスタン篇（自分の持つ力を護るために使って生きる子どもたち）
- ・パレスチナ篇（今後のパレスチナの様子、あるいはガザで行った映画制作のお話、など）
ガザは、最新情報が入ると思います。
- ・ウクライナ篇（子どもたちとの心理社会的支援活動の様子）
- ・故郷篇（自分たちの足元、日本のことも大切にしよう）

同時開催 会場入り口にて、海外支援地域の人々の様子の写真パネル展

Rotary
第2620地区



せせらぎ三島ロータリークラブ
23

地球のステージについて

認定 NPO 法人地球のステージは、世界の 5 か国で医療・心のケア・教育・災害復興の観点から支援を行っています。公演事業では、世界の貧困、紛争、災害地域への支援を通して、そこで出会った人々のたくましさや、底抜けの明るさを持って生きる人々の勇氣、人間の底力を伝えます



講師 桑山紀彦氏

岐阜県高山市出身 1963 年生まれ
宮城県名取市で開院後、東日本大震災で被災するも 24 時間診療支援を実施。
現在、神奈川県海老名市で診療内科を開院。
精神科 心療内科 医師
認定 NPO 法人地球のステージ 代表理事

開催日	2024 年 4 月 13 日 (土) 開場 12 時半
開演	13:30~15:00 (90 分)
会場	三島市民文化会館 大ホール (入場定員 1200 人)
参加費	無料
参加者	一般市民 ※一部に小学生の招待指定席があります。
催し	同時開催：会場入り口にて、海外支援地域の人々の様子の写真パネル展

主催 せせらぎ三島ロータリークラブ

後援 三島市、三島市教育委員会、函南町教育委員会、三島市国際交流協会、NHK 静岡放送局、静岡新聞社・静岡放送、テレビ静岡、静岡朝日テレビ、Daiichi-TV、伊豆日日新聞、(株)エフエムみしま・かなみ

問い合わせ先

せせらぎ三島ロータリークラブ事務局

住所 〒411-0037 三島市泉町 9-8 高島テナント 1F **TEL** 055-976-6351 **FAX** 055-976-6352

HPから
お申込みください

せせらぎ三島ロータリークラブ





地球のステージとは

公演事業

公演日程

支援事業

活動レポート

公演事業「地球のステージ」

公演事業「地球のステージ」

25



人間の持つ、生きる力のすばらしさを伝えたい。
そして、自分を見つめ直し、
よりよく生きてくためのきっかけとなるように。

1996年1月15日、「地球のステージ」公演はスタートしました。困難な環境の中でも明るくたくましく生きる強さやそこで得られた感謝や忘れられない思いを伝えるために、映像と音楽と語りを組み合わせたコンサートステージを企画しました。観た人それぞれが何かを受け止め、考えて、行動へとつながり、自分の人生の主人公として一歩踏み出していきます。「地球のステージ」は全国へと拡がり、今も続いています。

公演開催を検討している方へ

国際理解、人権学習、平和学習など幅広いテーマで、全年齢層を対象とした公演のご依頼を受け付けています。

事業概要

公演内容

公演レポート

直近の公演情報

公演事業「地球のステージ」の概要

私たちがよりよく生きていくために、人間の持つ多様性・可能性を伝えていきたい



1996年1月に始まったコンサートステージ「地球のステージ」。全国の教育現場を中心に開催を続け、2022年11月にはのべ4000回の公演を迎えました。公演に共感した有志の方が企画する自主企画公演も全国各地で行っています。

開催年数

27 年

総公演数

4019 回

総動員数

200 万人

世界は私たちが思うよりも広くて、いろいろな生き方、考え方をを持った人がいます。視野を広げ、多様性に五感を傾け、頭で考えるだけでなく心を動かして感動し共感する。そして、自分自身の可能性を広げていく。そのための第一歩が「地球のステージ」公演の中にたくさん散りばめられています。

公演「地球のステージ」の案内役



桑山紀彦

NPO法人地球のステージ代表理事
心療内科医、精神科医

これまでタイ・カンボジア国境の難民キャンプを皮切りに、湾岸戦争後のイラク、ソマリア、旧ユーゴスラビア、カンボジア、東ティモールなどで医療救援活動を行っている医師。現在も年に数回、東ティモールやパレスチナで医療支援活動を展開している他、地震等の緊急医療救援、被災者の心のケアにも携わっています。2009年11月、宮城県名取市に東北国際クリニックを開設、2011年3月の東日本大震災では自ら被災しながらも、震災翌日から2ヶ月間、24時間体制で診療を行い、その後は被災したみなさんの心に寄り添いながら診療を続ける。2016年4月、神奈川県海老名市に海老名こころのクリニックを開設、児童思春期外来を専門にしながら、日々、多くの子どもの診察にあたる。2020年3月、厚生労働省より医療功労賞受賞。

公演内容

世界を舞台にしたたくさんのお話があります。それらを4〜5つ組み合わせて90分ほどの公演を構成します。初めて観る方が多い場合には地球のステージ1をお勧めしていますが、授業や催し物のテーマや目的に沿って内容をご提案しています。新しいお話も随時取り入れていきます。

地球のステージ 1

「こんな自分にもできることがある」

フィリピンでのある少女との出会いをきっかけに、国際協力の道が広がっていきます。たくさんのお会いから大切なものに気づき、自分自身の生き方が変わっていききました。

[目 内 容 を 詳 し く 見 る](#)



地球のステージでお話している内容を大きくテーマ別にご紹介します。オーバーラップしているお話もあるので、お伝えできるメッセージはこれだけではありません。

世界と出会い、違いや豊かさを知り、自分の生き方を考える

自然の美しさ、違うことで相手を知り自分を知るおもしろさ、文化や生き方の多様性と豊かさ。私たちのまわりには「すてきなもの」がたくさんあります。そんな気づきから、自分自身を見つめ直していきます。「豊かさ」や「環境問題」に触れた内容もあります。



紛争地での思いや活動を通して、平和を考える

紛争下で、紛争から逃れた場所で、人々は必死に生きています。心のケアの活動を通して、心のおもいを吐き出し、共有して、それを平和のために生かしていく。「身近な場所の平和」という小さな点でも、それが集まれば次第に面となり、平和は広がっていきます。



2023.10.27
加納美術館と島根県立大学

国際協力

私たちが持てる力を誰かのために生かしていく国際協力活動。何ができるのか、現地の人とどう関わっていくべきか、国際協力活動のあり方を考えていきます。



2023.10.27
加納美術館と島根県立大学

自分自身を振り返り、生き方や命のあり方を考える

桑山自身の軌跡をたどるお話を通して、故郷を大切にし、一歩前に踏み出すこと、命のつながりなどを考えていきます。



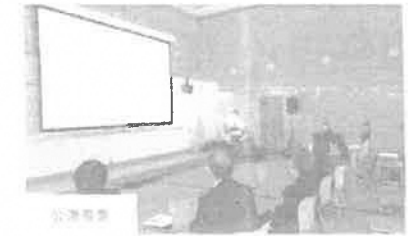
2023.10.27
加納美術館と島根県立大学

直近の公演レポート

レポート一覧



2023.10.27
加納美術館と島根県立大学



2023.10.27
加納美術館と島根県立大学



2023.10.27
加納美術館と島根県立大学

2023.10.27
加納美術館と島根県立大学

直近の公演情報

2023.11.27

熊本県立大学

2023.11.27

つくば市高山学園

2023.11.27

鶴岡市立鶴岡第一中学校

2023.11.27

調布市、調布市国際交流協会

2023.11.27

東京都立本所高等学校

公演レポート一覧

公演開催を検討している方へ

地球のステージが制作した映画・パネルを、イベント等で利用されたい方はこちらから。



特定非営利活動法人 地球のステージ

〒243-0436 神奈川県海老名市扇町7-7
TEL:046-204-9241
FAX:046-204-9243
Mail:stageone@e-stageone.org

参照

地球のステージ 2

～国境を超えて～



開催日 平成28年7月16日(土)

(開場) 12時 (開演) 13時～15時

会場 三島市民文化会館 大ホール

イラン、パレスティナ、東ティモールの貧困、
震災・紛争地域の心のケア活動を通して
精神科医の桑山紀彦さんが、生きることの意
味を語り、自作の曲を演奏し歌います。
※熊本地震地域での支援活動の報告もあります。



入場料 大人1,000円 子ども(小中)500円

(主催) コミュニティスペース・ジモット

(企画・運営) 三島地球のステージ実行委員会

(問合せ) ジモット TEL 055-946-6841 (火曜～金曜16時まで)

(後援予定) 三島市・三島市教育委員会・三島市国際交流協会
日本大学国際関係学部・順天堂大学保健看護学部

(チケット取り扱い) ジモット(三島市徳倉1-20-7) / 三島市民文化会館

※ジモットでは、電話予約も受け付けます。TEL 055-946-6841 (火曜～金曜16時まで)



RI2620地区

せせらぎ三島ロータリークラブ



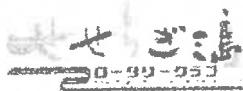
ロータリーとは

会長あいさつ

報 奨

委員会構成

LINK



年間プログラム

近隣クラブ
例会日・例会場案内会員紹介 **NEW**

新会員募集



▼お知らせ

〒411-0037

静岡県三島市泉町9-8 1F南

2023年11月28日 せせらぎ三島RCささえあい事業



地域の人の暮らしを豊かにし、より良い社会づくりに貢献することを目的として、三島市内の三島、三島西、せせらぎ三島の3ロータリークラブが三島社会福祉協議会に、米（3kg入り）195袋を寄付しました。

詳細はこちら

2023年11月17日 2023年カンボジア奉仕事業



せせらぎ三島ロータリークラブは、国際奉仕事業として、令和5年9月、スラス克蘭バンティ小学校（住所：ペイチエンテリア村、ポエントラエンカンチエン区、サムロン市、タケオ州）に井戸を設置しました。

令和5年11月17日、当小学校で井戸の寄贈式典がおこなわれました

詳細はこちら

2023年11月10日 米山ガバナー補佐訪問



2620地区第1グループ米山ガバナー補佐をお迎えしてロータリークラブの成立、新会員の増強など動画を交えてお話し頂きました。

詳細はこちら

2023年10月27日 2023-24年度 第2回ゴルフ同好会コンペ

2023-2024
国際ロータリーテーマ

世界に希望を生み出そう

2023年11月17日
ロータリー
米山記念奨学会

『古着deワクチン』

販売しています。

『おたまちゃん食堂』

未来3035委員会

カヌボニア国際奨学会

タイ自転車選手育成

新世代育成セミナー

職場体験実習

谷行筆写真集

ゴルフ同好会 **NEW**

会員の交流広場

ミチノエスポーツビル

標準ロータリークラブ定款

*解釈の仕方：RI 定款および細則、標準クラブ定款、推奨ロータリークラブ細則の全部にわたり、次の解釈原則が適用されるものとする。「shall」、「is」、「are」という単語は「義務」を意味し、「may」、「should」という単語は「任意」を意味するものである（国際ロータリー定款第 14 条より）。

条題目	頁
1	定義 1
2	名称 1
3	クラブの目的 1
4	クラブの所在地域 2
5	ロータリーの目的 2
6	五大奉仕部門 2
7	会合 3
8	会員 4
9	クラブの会員構成 4
10	出席 5
11	理事および役員および委員会 6
12	会費 8
13	会員身分の存続 8
14	地域社会、国家、および国際問題 10
15	ロータリーの雑誌 11
16	ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守 11
17	仲裁および調停 11
18	細則 12
19	改正 12

（2022 年 7 月）

ロータリークラブ定款

ロータリークラブ

第1条 定義

- 1.理事会： 本クラブの理事会
- 2.細則： 本クラブの細則
- 3.理事： 本クラブ理事会の理事
- 4.会員 名誉会員以外の本クラブ会員
- 5.RI： 国際ロータリー
- 6.衛星クラブ 潜在的クラブ。その会員はいずれかのクラブの会員でもある
(該当する場合)：
- 7.書面： 文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
- 8.年度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会は、

(国際ロータリー加盟会員)

本クラブの衛星クラブの名称は、

(ロータリークラブの衛星クラブ) とする。

(2022年7月)

第3条 クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

第4条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りである：

本クラブの衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

第5条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実質的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を实践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第7条 会合

第1節 例会。

- (a) 日および時間。本クラブは、細則に定められた日および時間に、定期の週の会合を開くものとする。

- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。参加型の会合は、参加型の活動が掲載される日に開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合、理事会は、例会を、前回から次回の例会の間のいずれかの日、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
 - (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
 - (2) 会員の葬儀の場合
 - (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
 - (4) 地域社会での武力紛争がある場合
 理事会は、ここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。
- (e) 衛星クラブの例会（該当する場合）細則により定められている場合、衛星クラブは、会員により定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節(d)の理由によって取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。
- (f) 例外。細則には、本節に従わない規定を含めることができる。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第2節 年次総会。

- (a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。
- (b) 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

第3節 理事会の会合。理事会のすべての会合後30日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにすべきである。

第8条 会員身分

第1節 一般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、および／または地域社会でよい評判を受けており、地域社会および／または世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第2節 種類本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。本条第7節に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。これらの会員は正会員または名誉会員としてRIに報告される。

第3節 正会員。RI定款第4条第2節(a)の資格条件を有する者は、クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員はいずれかのクラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。

第5節 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第6節 名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たない
- (c) クラブのいかなる役職にも就かない
- (d) 職業分類を持たない
- (e) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も持たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問することはできる。

第7節 例外。細則には、第8条第2節および第4～6節に従わない規定を含めることができる。

第9条 クラブの会員構成

第1節 一般規定。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕に従って分類されるものとする。職業分類は会員の会社、企業、団体の主要かつ一般世間が認めている事業活動を示すものか、本人の主要かつまた一般世間が認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものとする。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。

第2節 多様なクラブ会員基盤。本クラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

第10条 出席

第1節 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも60パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから1週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：
 - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。
 - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
 - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。

- (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
- (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加すること。
- (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
- (7) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI 理事会または RI 会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI 委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第 2 節 — 遠方での勤務中の長期の欠席。会員が長期にわたって遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブが合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第 3 節 — その他のロータリー活動による欠席。欠席のメイクアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第(1)(d)(7)節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員または RI 委員会の委員、TRF 管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) RI に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (e) メイクアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、または TRF の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または
- (f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第 4 節 — RI 役員の欠席。会員が現役の RI 役員または現役の RI 役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

第 5 節 — 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況によるものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の 12 カ月を超えて延長することができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、少なくとも 20 年のロータリアン歴があり、出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、これらの要件が満たされているのみが考慮に入れられた場合。

第 6 節 — 出席の記録。本条第 5 節(a)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会を欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第 4 節または第 5 節(b)の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第 7 節 — 例外。細則は、第 10 条に従わない規定を含めることができる。

第 11 条 理事および役員および委員会

第 1 節 — 管理主体。本クラブの管理主体は、細則に規定される理事会である。

第 2 節 — 権限。理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第 3 節 — 理事会による最終決定。クラブのあらゆる事項に関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定をした場合、会員は第 13 条第 6 節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の 3 分の 2 の投票を必要とする。そして、当該例会の少なくとも 5 日前に、幹事が当該提訴の予告を各会員に対して与えていなければならない。提訴に対するクラブの決定が最終決定である。

第4節 一 役員。クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第5節 一 役員の選挙。

- (a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。
- (b) 会長の任期。会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前18カ月以上2年以内に選挙されるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の7月1日に、会長エレクトになる。会長は、7月1日に就任し、1年間、その職務に当たる。後任者が選挙されない場合、現会長の任期は最長1年間延長される。
- (c) 会長の資格要件。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節 一 本クラブの衛星クラブの組織運営。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。

- (b) 衛星クラブの理事会。日々の運営のため、衛星クラブの理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4～6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長(chair)であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計とする。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担うものとする。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査または審査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第7節 一 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第12条 会費

すべての会員は、細則の定める年会費を納入するものとする。

第13条 会員身分の存続

第1節 一 期間。会員身分は、以下に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 — 自動的終結。

会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。

- (a) 再入会。瑕疵なき会員の会員身分が終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の事業、専門職務、職業、社会奉仕、その他の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。
- (b) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 — 終結 — 会費不払。

- (a) 手続。期日後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、幹事が、書面をもって催告するものとする。催告後10日以内に会費が納入されなければ、理事会はその裁量によって会員身分を終結することができる。
- (b) 復帰。理事会は、元会員が要請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。

第4節 — 終結 — 欠席。

- (a) 出席率。会員は、
 - (1) メークアップを含むクラブ例会と、衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、年度の各半期間にクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に少なくとも12時間参加しているか、または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。および
 - (2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクト、行事、その他の活動に参加しなければならない（RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする）。

規定通り出席できない会員は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、会員身分を終結されることがある。

- (b) 連続欠席。理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第10条第4節もしくは第5節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考ええることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

- (c) 例外。細則は、第13条第4節に従わない規定を含めることができる。

第5節 — 終結 — その他の理由。

- (a) 正当な理由。理事会は、いずれの会員も、クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の3分の2以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第8条の第1節、「四つのテスト」、およびロータリアンの高い倫理基準とする。
- (b) 通知。理事会が本節（a）項の下に決定する前に、当該会員は、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面にて回答する機会を与えられるものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されるものとする。会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つ。

第6節 — 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面で会員に通知するものとする。その会員は通告後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、または調停もしくは仲裁に訴えるかを通告することができる。調停または仲裁の手続は第17条に規定されている。
- (b) 提訴。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるクラブの例会において、当該聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定するものとする。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられるものとする。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。

第7節 一 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合、理事会の決定は最終決定となるものとする。

第8節 一 退会。会員の本クラブからの退会の申出は会長または幹事宛に書面をもって行うものとする。理事会がその申出を受理するものとする。ただし、当該会員が本クラブに負債がある場合を除く。

第9節 一 資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員が何らかの権利を得ていた場合、本クラブのいかなる資金またはその他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 一 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発がある場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、その結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取りられるべきである場合、および、
- (d) 当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他のクラブの活動への出席や、いかなる役職や任務からも除外することがクラブの最善の利益となる場合、

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間（ただし最大90日間）と理事会が定めたその他の条件に従い、会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、本条第6節に定められる通り、一時保留について提訴する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第14条 地域社会、国家、および国際問題

第1節 一 適切な主題。地域社会、国家および世界の福祉にかかわる公共問題は、クラブ会合における公正かつ理解を深める討議の対象として適切な主題である。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明しないものとする。

第2節 一 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

第3節 一 政治的主題の禁止。

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願しないものとする。また書状、演説、提案を配布しないものとする。

第4節 一 ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日、2月23日の週は、世界理解と平和週間である。この1週間、本クラブはロータリーの奉仕を祝い、これまでの業績を振り返り、地域社会と世界中で平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第15条 ロータリーの雑誌

第1節 一 購読義務。本クラブがRI理事会によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するものとする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第2節 一 購読料。購読料は、クラブが各会員から事前に徴収し、RIまたはRI理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

第16条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、クラブ定款・細則を順守し、これに拘束されることを受諾する。これらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第17条 仲裁および調停

第1節－意見の相反。 現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間の意見の食い違いは、理事会の決定を除き、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停または仲裁によって解決を図るものとする。

第2節－調停または仲裁の期限。 要請を受理してから21日以内に、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

第3節－調停。 調停の手続きは、

- (a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたもの、または
- (b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたもの、または
- (c) RI理事会もしくはTRF管理委員会が定めた指針文書において勧められるものとする。

ロータリアンのみが調停人となることができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有する調停人を任命するようガバナーもしくはガバナーの代理人に依頼することができる。

- (a) 調停の結果。調停後に論争当事者が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者、調停人、および理事会に記録を1部ずつ提出するものとする。クラブへの情報提供のために、当事者が承諾できる要約文を作成するものとする。論争当事者の一者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者も会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。
- (b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節－仲裁。 仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ1名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は1名のロータリアンを裁定人として指定するものとする。

第5節－仲裁人または裁定人の決定。 仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第18条 細則

本クラブは、RI定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と合致する細則を採用するものとし、細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。細則は、その規定に従い、改正することができる。

第19条 改正

第1節－改正の方法。 本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。

第2節－第2条と第4条の改正。 第2条（名称）および第4条（クラブの所在地域）は、定足数を満たした数の会員が出席したクラブの例会においていつでも、全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。改正案の通告は、その例会の少なくとも21日前に、各会員およびガバナーに郵送されるものとする。改正は、RI理事会に提出するものとし、承認された時に初めてその改正は効力を発する。ガバナーは、提出された改正案に関してRI理事会に意見を提供することができる。

令和5年度 せせらぎ三島ロータリークラブ 会員名簿

	氏名	住所	備考
1	石井 和郎		
2	石井 司人		
3	伊丹 雅治		
4	遠藤 修弘		
5	大川 泰		
6	大庭 靖貴		
7	大村 典央		理事
8	岡 良森		会長
9	片野 誠一		
10	加藤 貴康		
11	加藤 正幸		
12	小島 真		
13	小林 勝		
14	篠木 喜世		幹事
15	杉橋 聡		
16	杉山 寿美子		
17	鈴木 俊也		
18	高橋 大輔		
19	高村 勝則		
20	田村 康晃		
21	土屋 和彦		会計
22	土屋 巧		
23	仲原 実圭		副会長
24	中村 徹		
25	中山 和雄		
26	野村 諒子		理事
27	服部 光弥		
28	原 兄多		副幹事
29	藤川 智徳		理事
30	三輪 暁生		
31	矢岸 貞夫		
32	山田 定男		
33	山口 辰哉		
34	山口 雅弘		
35	山本 良一		
36	吉村 真人		
37	米山 晴敏		
38	渡邊 仁也		